

表6. 高齢者の所得5分階級別所得源の構成割合：1998年調査
(a)スケールA

所得源	合計					非同居					同居							
	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計
平均所得(万円)	21	81	143	218	509	194	68	130	188	256	571	243	6	50	103	179	451	157
稼働所得	0.9	4.5	7.8	10.1	43.1	26.4	3.7	6.9	7.8	10.1	45.6	25.8	1.8	1.8	5.5	10.0	42.0	27.1
公的年金	97.6	89.6	86.2	85.9	42.2	63.6	87.1	82.9	86.8	85.9	39.9	64.1	94.7	96.8	92.3	86.6	42.9	63.1
財産所得	0.5	1.1	1.7	2.1	11.8	7.0	1.6	1.4	2.5	2.2	11.0	6.3	1.8	0.6	0.9	2.0	12.6	7.8
その他	0.9	4.2	4.4	1.8	2.9	2.9	7.6	8.8	2.9	1.8	3.4	3.8	1.8	0.8	1.3	1.4	2.4	1.9
年金のみの世帯(%)	98	80	70	66	22	67	74	64	69	60	14	56	100	94	84	69	30	75

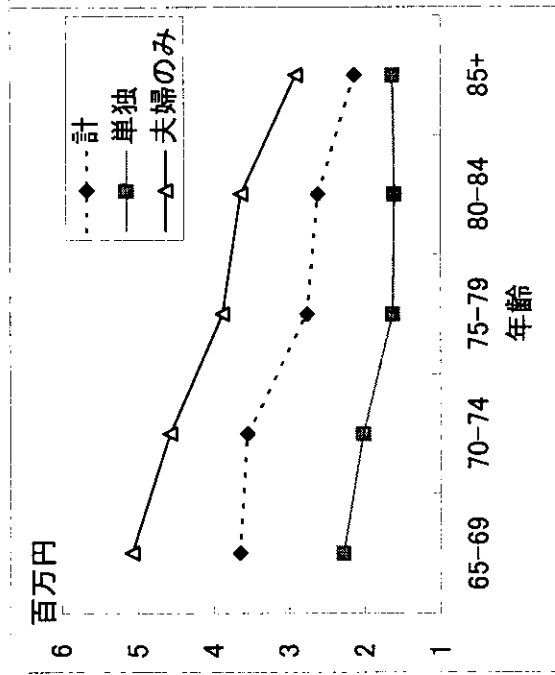
(b)スケールB

所得源	合計					非同居					同居							
	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計
平均所得(万円)	21	77	135	202	470	181	66	123	175	236	524	225	6	48	98	168	419	148
稼働所得	1.0	4.5	7.8	9.6	43.0	26.1	4.6	6.7	7.9	10.1	45.3	25.5	1.8	1.5	5.9	10.2	41.5	26.8
公的年金	97.6	90.4	85.9	86.3	42.0	63.9	86.3	83.3	86.3	85.6	40.1	64.3	96.4	97.3	91.7	86.5	43.1	63.3
財産所得	0.5	0.9	1.8	2.0	11.9	7.0	1.5	1.5	2.2	2.2	11.1	6.3	1.8	0.6	0.9	2.0	12.7	7.9
その他	1.0	4.0	4.3	2.0	3.0	3.0	7.6	8.5	3.5	2.0	3.4	3.9	1.8	0.6	1.3	1.2	2.6	2.0

表7. 世帯主の年齢階級・世帯構造別世帯数：1998年調査

世帯主 の年齢	合計		夫婦のみ		夫婦と 未婚の子		片親と 未婚の子		高齢の親 と同居		その他	
	単独世帯	世帯	夫婦のみ	夫婦と 未婚の子	片親と 未婚の子	片親と 未婚の子	高齢の親 と同居	その他				
計	30506	5833	6453	10651	1559	3058	2952					
-29	2622	1554	369	530	37	6	126					
30-39	3845	584	473	2223	143	181	241					
40-49	5985	564	429	3232	383	1160	217					
50-59	6713	736	1126	2861	424	1179	387					
60-69	6409	985	2292	1377	310	482	963					
70-79	3675	988	1388	346	165	50	738					
80-89	1179	387	365	79	92	0	256					
90+	77	35	11	2	5	0	24					

図1. 高齢者の年齢階級別平均所得
 (a) 65歳以上の単独又は夫婦のみ世帯(非同居)



(b) 高齢者全体

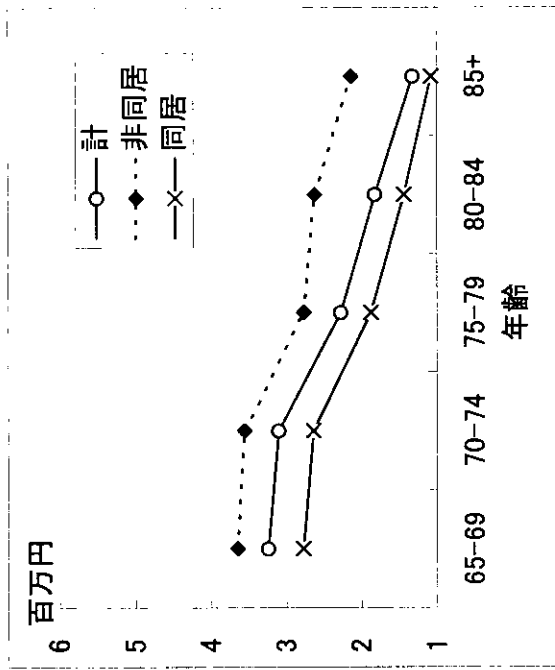
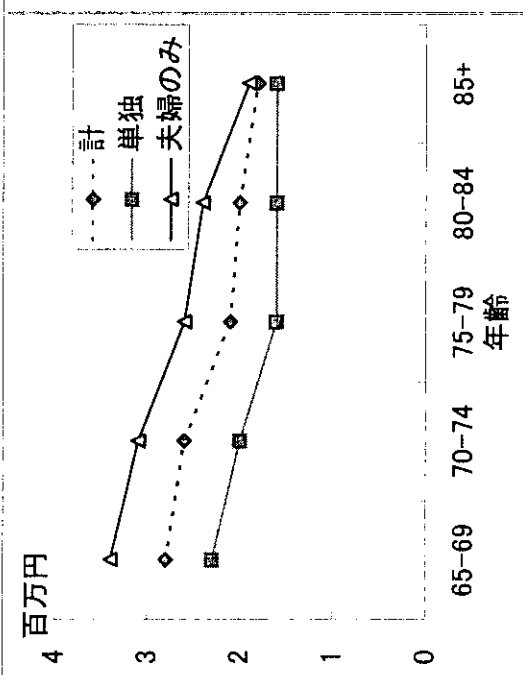


図2. 高齢者の年齢階級別1人当たり所得(スケールA)
(a) 非同居



(b) 高齢者全体

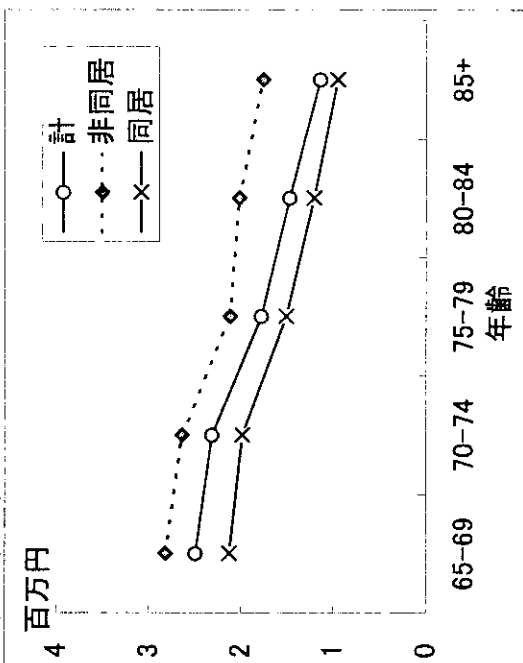
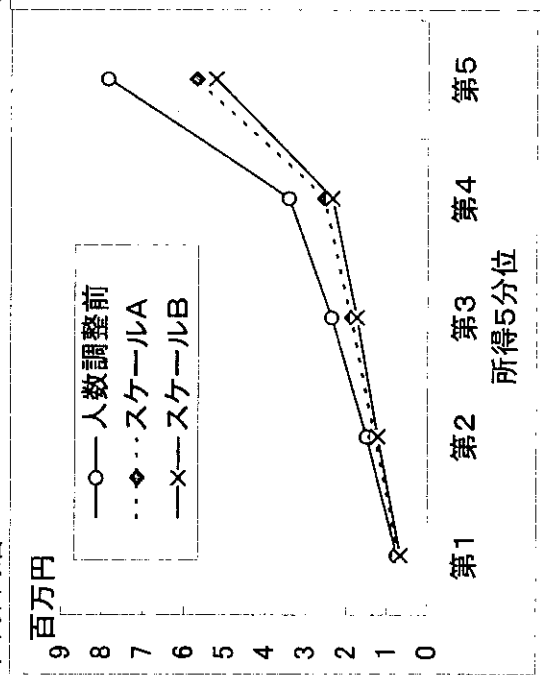


図3. 高齢者の所得5分位階級別平均所得
(a) 非同居



(b) 1人当たり所得(スケールA)

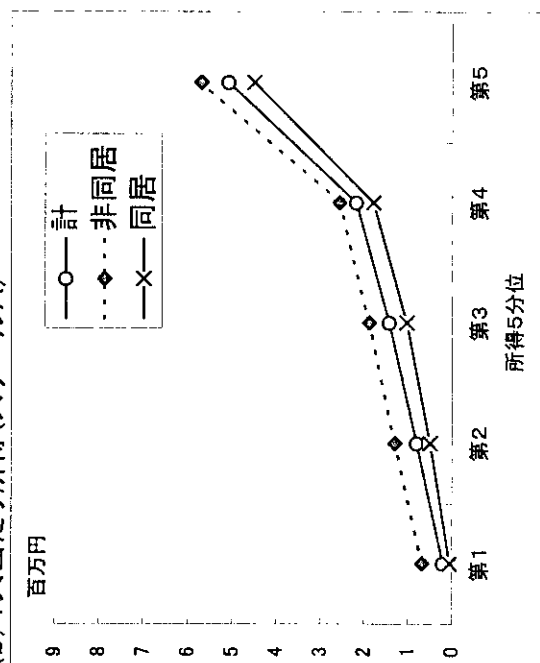
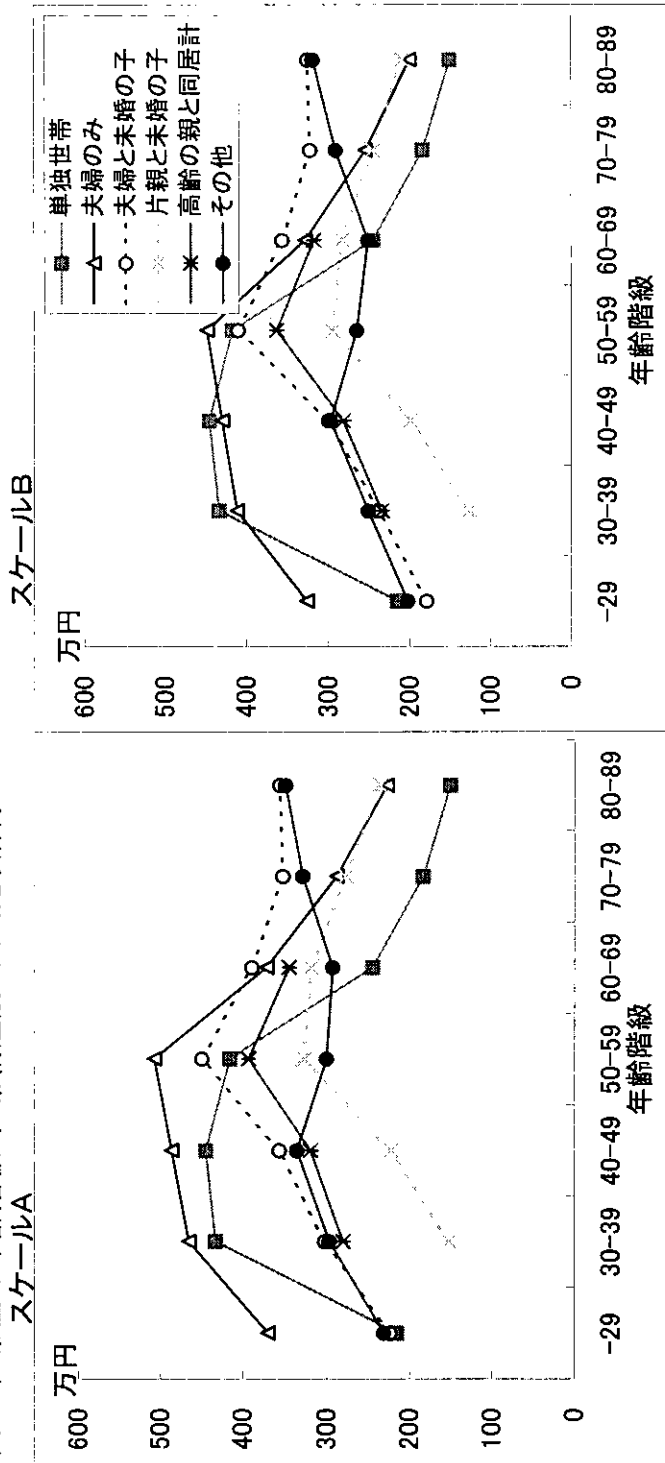


図4. 世帯主の年齢階級・世帯構造別1人当たり所得



個人所得税負担額の推計方法

田近栄治
一橋大学

古谷泉生
財務省財務総合政策研究所

平成 15(2003)年 3 月 31 日

1 モデル

本稿では、国民生活基礎調査の個票データを利用して、税制改革の効果を分析するマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan MODel) の個人所得税負担額の推計方法について紹介する。所得税法は、合計所得金額の計算、課税所得金額の計算、そして、個人所得税負担額額の計算の 3つのプロセスにより、個人所得税負担額を計算している。TJMOD(Tax Japan MODel) も、所得税法と同様に、上記の 3つのプロセスを経て、個人所得税負担額を推計する。所得税法は、所得を 10 種の所得に分類している。国民生活基礎調査も、所得を 10 種の所得に分類している。ただし、所得税法上の所得と国民生活基礎調査上の所得には完全な対応関係はない。このモデルでは、国民生活基礎調査に、所得税法上の所得を推計するために必要なデータのある給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得、利子所得のみを考慮する。ただし、利子所得は、源泉分離課税の対象であるので、合計所得金額には含めない。

$$\text{合計所得金額} = \text{給与所得} + \text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{雑所得} \quad (1)$$

課税所得金額は、合計所得金額から所得控除を差し引いたものである。

$$\text{課税所得金額} = \text{合計所得金額} - \text{所得控除} \quad (2)$$

所得税法は、15種の所得控除を認めている。ただし、国民生活基礎調査には、全ての所得控除を推計するために必要な情報が含まれているわけではない。このモデルでは、国民生活基礎調査の中に、所得税法上の所得控除を推計するために必要なデータのある社会保険料控除、老年者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のみを考慮する。

$$\begin{aligned} \text{所得控除} = & \text{社会保険料控除} + \text{老年者控除} + \text{配偶者控除} + \text{配偶者特別控除} \\ & + \text{扶養控除} + \text{基礎控除} \quad (3) \end{aligned}$$

個人の所得税負担額は、上記の課税所得金額を基礎として計算する。

2 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査の個票データから、(1)個人属性、(2)個人所得、(3)個人の拠出金の3種の情報を抽出する。個人属性は、性別($p(m, 1)$)、続柄($p(m, 2)$)、年齢($p(m, 3)$)の3種により構成される。個人所得は、雇用者所得($y(m, 1)$)、事業所得($y(m, 2)$)等の10種により構成される。個人の拠出金は、所得税($t(m, 1)$)、社会保険料($t(m, 3)$)等の4種に構成される。個人には、世帯主を先頭に、世帯構成員が連なるように個人番号を付ける。又、世帯構成員のデータを簡単に引き出せるようにするために、世帯データを独自に作成する。世帯データは、世帯主の個人番号($f(n, 1)$)、世帯人員数($f(n, 2)$)等の3種により構成される。表1は、国民生活基礎調査の個票データから抽出した世帯データ、個人属性、個人所得、個人の拠出金のデータについて整理したものである。

3 合計所得金額

所得税法は、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得、退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得の10種に分けている。それに対して、国民生活基礎調査は、所得を雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、公的年金・恩給、家賃・地代の所得、利子・配当金、公的年金・恩給以外の社会保障、仕送り、その他の所得の10種に分けている。所得税法の所得分類と国民生活基礎調査の所得分類に完全な対応関係はない。ここでは、所得税法上で定義された所得の中で、国民生活基礎調査により推計に必要な情報の得られる給与所得、事業所得、不動産所得、雑所

得、利子所得のみを考慮する。表 2 は、所得税法上の所得と国民生活基礎調査の所得の対応関係を整理したものである。合計所得金額は、給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得の合計と仮定する。利子所得は、源泉分離課税なので、合計所得金額には含めない。

$$\text{合計所得金額} = \text{給与所得} + \text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{雑所得} \quad (4)$$

3.1 給与所得

給与所得は、給与収入から給与所得控除を差し引いたものである。国民生活基礎調査の雇用者所得は、給与収入に該当すると仮定する。表 4 は、給与収入と給与所得控除の関係を示したものである。表 8 は、個人番号が m の個人の給与所得を推計するアルゴリズムを示したものである。

3.2 事業所得

所得税法上の事業所得は、国民生活基礎調査の事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得に該当し、それらの合計額から青色申告特別控除を差し引いたものを事業所得とすると仮定する。ここでは、青色申告特別控除は 55 万円であると仮定する。

$$\text{事業所得} = y(m, 2) + y(m, 3) + y(m, 4) - 55 \quad (5)$$

3.3 不動産所得

所得税法上の不動産所得は、国民生活基礎調査の家賃・地代の所得に該当すると仮定する。

$$\text{不動産所得} = y(m, 8) \quad (6)$$

3.4 雑所得

所得税法上の雑所得は、公的年金等からの所得とその他の所得に分けられる。ただし、国民生活基礎調査には、その他の所得に該当する項目はないので、公的年金等からの所得のみを考慮する。国民生活基礎調査の公的年金・恩給から公的年金等控除を差し引いたものを雑所得と仮定する。表 5 は、公的年金収入と公的年金等控除の関係を示したものである。表 9 は、個人番号が m 番の個人の雑所得を推計するアルゴリズムを示したものである。

3.5 利子所得

利子所得は、国民生活基礎調査の利子・配当に該当すると仮定する。利子所得は、20%（うち地方税5%）の税率で源泉徴収される。

$$\text{利子所得に関する所得税負担額} = 0.15 * y(m, 7) \quad (7)$$

4 課税所得金額

所得税額の計算の基礎となる課税所得金額は、合計所得金額から所得控除を差し引いたものである。

$$\text{課税所得金額} = \text{合計所得金額} - \text{所得控除} \quad (8)$$

所得税法は、15種の所得控除を認めている。雑損控除、医療控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、高齢者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除がある。国民生活基礎調査には、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、勤労学生控除に推計に必要なデータが無いので無視する。本研究では、社会保険料控除、高齢者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のみを考慮する。表3は、所得税法の認めている所得控除とTJMODが考慮する所得控除の関係を整理したものである。

$$\begin{aligned} \text{所得控除} = & \text{社会保険料控除} + \text{高齢者控除} + \text{配偶者控除} + \text{配偶者特別控除} \\ & + \text{扶養控除} + \text{基礎控除} \quad (9) \end{aligned}$$

ちなみに、 $gou(s)$ は、個人番号が s の合計所得金額を示したものである。

4.1 社会保険料控除

本人、家族の厚生年金、国民健康保険、失業保険等の社会保険料は、その全額を社会保険料控除として控除することが出来る。本研究では、社会保険料控除を以下のように振り分ける。(あ)世帯主の社会保険料は、世帯主の社会保険料控除とする。(い)世帯主以外の家族の合計所得金額が正である場合には、本人の社会保険料控除とする。(う)世帯主以外の家族の合計所得金額が0の場合には、世帯主の社会保険料控除とする。表10は、世帯番号が n 、

個人番号が m の個人の社会保険料控除を推計するアルゴリズムを示したものである。

4.2 配偶者控除

配偶者の年齢が 70 歳未満であり、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下である場合には、38 万円の配偶者控除が受けられ、そして、配偶者の年齢が 70 歳以上であり、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下である場合には、48 万円の配偶者控除が受けられる。表 11 は、世帯番号が n 、個人番号が m の個人の配偶者控除を推計するアルゴリズムを示したものである。

4.3 配偶者特別控除

本人の合計所得金額が 1000 万円以下である場合、配偶者の合計所得金額に応じて、配偶者特別控除が受けられる。表 6 は、配偶者の合計所得金額と配偶者特別控除の関係を示したものである。表 12 は、世帯番号が n 、個人番号が m の個人の配偶者特別控除を推計するアルゴリズムを示したものである。

4.4 老年者控除

年齢が 65 歳以上であり、合計所得金額が 1000 万円以下の場合には、50 万円の老年者控除が受けられる。表 13 は、個人番号が m の個人の老年者控除を推計するアルゴリズムを示したものである。

4.5 扶養控除

ここでは、本人、配偶者以外の所得金額が 38 万円以下の世帯構成員を扶養者と仮定する。扶養控除は、扶養者の年齢に応じて、下記のように仮定する。
(あ) 扶養者が 16 歳以上 23 歳未満の場合には 63 万円の控除が受けられる。
(い) 扶養者が 70 歳以上の場合には 58 万円の控除が受けられる。
(う) 扶養者が (あ)、(い) に該当しない場合には 38 万円の控除が受けられる。表 14 は、世帯番号が n 、個人番号が m の個人の扶養控除を推計するアルゴリズムを示したものである。

4.6 基礎控除

基礎控除は、無条件に 38 万円の控除が受けられる。

$$\text{基礎控除} = 38 \quad (10)$$

5 所得税負担額

表 7 は、課税所得金額と個人所得税負担額の関係を示した税率表である。さらに、税率表に示された個人所得税負担額から、25 万円を上限として、個人の所得税負担額の 2 割の定率減税が認められている。表 15 は、個人番号が m の個人所得税負担額を推計するアルゴリズムを示したものである。ちなみに、 $kaz(m)$ は、個人番号 m の個人の課税所得金額を示したものである。

表 1: 使用するデータ

記号	名称
f(n,1)	世帯主番号
f(n,2)	世帯人員数
f(n,3)	世帯類型
p(m,1)	性別
p(m,2)	続柄
p(m,3)	年齢
y(m,1)	雇用者所得
y(m,2)	事業所得
y(m,3)	農耕・畜産所得
y(m,4)	家内労働所得
y(m,5)	公的年金・恩給
y(m,6)	家賃・地代の所得
y(m,7)	利子・配当金
y(m,8)	公的年金以外の社会保障
y(m,9)	仕送り
y(m,10)	その他の所得
t (m,1)	所得税
t (m,2)	住民税
t (m,3)	社会保険料
t (m,4)	固定資産税

表 2: 所得の種類

所得税法	国民生活基礎調査
利子所得	利子・配当金
配当所得	
不動産所得	家賃・地代の所得
事業所得	事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得
給与所得	雇用者所得
雑所得	公的年金・恩給
退職所得	
山林所得	
一時所得	
譲渡所得	

表 3: 所得控除

控除	考慮
基礎控除	○
配偶者控除	○
配偶者特別控除	○
扶養控除	○
老年者控除	○
社会保険料控除	○
障害者控除	×
寄付金控除	×
雑損控除	×
医療費控除	×
小規模企業共済	×
生命保険料控除	×
損害保険料控除	×
寡婦控除	×
勤労学生控除	×

表 4: 給与所得控除

給与収入	給与所得控除
162.5 万円以下	65 万円
180 万円以下	0.4*給与収入
360 万円以下	0.3*給与収入-18 万円
660 万円以下	0.2*給与収入-54 万円
1000 万円以下	0.1*給与収入-120 万円
1000 万円以上	0.05*給与収入-170 万円

表 5: 公的年金等控除

年齢	公的年金収入	公的年金等控除
65歳未満	130万円以下	70万円
65歳未満	410万円以下	0.25*公的年金収入+37.5万円
65歳未満	770万円以下	0.15*公的年金収入+78.5万円
65歳未満	770万円以上	0.05*公的年金収入+155.5万円
65歳以上	410万円以下	140万円
65歳以上	770万円以下	0.25*公的年金収入+75万円
65歳以上	820万円以下	0.15*公的年金収入+121万円
65歳以上	820万円以上	0.05*公的年金収入+203万円

表 6: 配偶者特別控除

配偶者の所得	配偶者特別控除
5万円以下	38万円
10万円以下	33万円
15万円以下	28万円
20万円以下	23万円
25万円以下	18万円
30万円以下	13万円
35万円以下	8万円
38万円以下	3万円
40万円以下	38万円
45万円以下	36万円
50万円以下	31万円
55万円以下	26万円
60万円以下	21万円
65万円以下	16万円
70万円以下	11万円
75万円以下	6万円
78万円以下	3万円
78万円以上	0万円

表 7: 税率表

課税所得金額	個人所得税負担額
330 万円以下	$0.1 \times \text{課税所得金額}$
900 万円以下	$0.2 \times \text{課税所得金額} - 33 \text{ 万円}$
1800 万円以下	$0.3 \times \text{課税所得金額} - 123 \text{ 万円}$
1800 万円以上	$0.37 \times \text{課税所得金額} - 249 \text{ 万円}$

表 8: 給与所得のアルゴリズム

(ステップ 1) $y_1 = y(m, 1)$
(ステップ 2) $h = 0$
(ステップ 3) もし、 $y_1 > 162.5$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 4) もし、 $y_1 > 180$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 5) もし、 $y_1 > 360$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 6) もし、 $y_1 > 660$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 7) もし、 $y_1 > 1000$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 8) もし、 $h = 0$ ならば、 $y_2 = y_1 - 65$
(ステップ 9) もし、 $h = 1$ ならば、 $y_2 = 0.6 * y_1$
(ステップ 10) もし、 $h = 2$ ならば、 $y_2 = 0.7 * y_1 + 18$
(ステップ 11) もし、 $h = 3$ ならば、 $y_2 = 0.8 * y_1 + 54$
(ステップ 12) もし、 $h = 4$ ならば、 $y_2 = 0.9 * y_1 + 120$
(ステップ 13) もし、 $h = 5$ ならば、 $y_2 = 0.95 * y_1 + 170$
(ステップ 14) もし、 $y_2 < 0$ ならば、 $y_2 = 0$
(ステップ 15) 給与所得は、 y_2 万円である。

表 9: 雑所得のアルゴリズム

(ステップ 1)	$y_1 = y(m, 5)$
(ステップ 2)	$ne_1 = 0$
(ステップ 3)	$ne_2 = 0$
(ステップ 4)	$h = 0$
(ステップ 5)	もし、 $y_1 > 70$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 6)	もし、 $y_1 > 130$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 7)	もし、 $y_1 > 410$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 8)	もし、 $y_1 > 770$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 9)	もし、 $h = 1$ ならば、 $ne_1 = y_1 - 70$
(ステップ 10)	もし、 $h = 2$ ならば、 $ne_1 = 0.75 * y_1 - 37.5$
(ステップ 11)	もし、 $h = 3$ ならば、 $ne_1 = 0.85 * y_1 - 78.5$
(ステップ 12)	もし、 $h = 4$ ならば、 $ne_1 = 0.95 * y_1 - 155.5$
(ステップ 13)	$h = 0$
(ステップ 14)	もし、 $y_1 > 140$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 15)	もし、 $y_1 > 410$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 16)	もし、 $y_1 > 770$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 17)	もし、 $y_1 > 820$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 18)	もし、 $h = 0$ ならば、 $ne_2 = 0$
(ステップ 19)	もし、 $h = 1$ ならば、 $ne_2 = y_1 - 140$
(ステップ 20)	もし、 $h = 2$ ならば、 $ne_2 = 0.75 * y_1 - 75$
(ステップ 21)	もし、 $h = 3$ ならば、 $ne_2 = 0.85 * y_1 - 121$
(ステップ 22)	もし、 $h = 4$ ならば、 $ne_2 = 0.95 * y_1 - 203$
(ステップ 23)	もし、 $p(m, 3) < 65$ ならば、 $y_2 = ne_1$
(ステップ 24)	もし、 $p(m, 3) > 64$ ならば、 $y_2 = ne_2$
(ステップ 25)	雑所得は y_2 万円である

表 10: 社会保険料控除のアルゴリズム

(ステップ 1) $sya1 = 0$
(ステップ 2) $f1 = f(n, 1)$
(ステップ 3) $f2 = f1 + f(n, 2) - 1$
(ステップ 4) $s = f1$
(ステップ 5) $s1 = gou(s)$
(ステップ 6) $h = 0$
(ステップ 7) もし、 $s1 < 38$ ならば、 $h = 1$
(ステップ 8) もし、 $p(s, 2) = 1$ ならば、 $h = 0$
(ステップ 9) もし、 $h = 1$ ならば、 $sya1 = sya1 + t(s, 3)$
(ステップ 10) もし、 $p(s, 2) = 1$ ならば、 $sya1 = sya1 + t(s, 3)$
(ステップ 11) もし、 $s = f2$ ならば、ステップ 14 へ進む
(ステップ 12) $s = s + 1$
(ステップ 13) ステップ 5 へ戻る
(ステップ 14) $sya = 0$
(ステップ 15) $h = 1$
(ステップ 16) もし、 $p(m, 2) = 1$ ならば、 $h = 0$
(ステップ 17) もし、 $h = 1$ ならば、 $sya = t(m, 3)$
(ステップ 18) もし、 $p(m, 2) = 1$ ならば、 $sya = sya1$
(ステップ 19) 社会保険料控除は sya 万円である

表 11: 配偶者控除のアルゴリズム

(ステップ 1)	$ha1 = 0$
(ステップ 2)	$f1 = f(n, 1)$
(ステップ 3)	$f2 = f1 + f(n, 2) - 1$
(ステップ 4)	$s = f1$
(ステップ 5)	$s1 = gou(s)$
(ステップ 6)	$p1 = p(s, 3)$
(ステップ 7)	$p2 = p(s, 2)$
(ステップ 8)	$h = 0$
(ステップ 9)	$p1 < 70$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 10)	$s1 < 38$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 11)	$p2 = 2$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 12)	$h = 3$ ならば、 $ha1 = 38$
(ステップ 13)	$h = 0$
(ステップ 14)	$p1 > 69$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 15)	$s1 < 38$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 16)	$p2 = 2$ ならば、 $h = h + 1$
(ステップ 17)	$h = 3$ ならば、 $ha1 = 48$
(ステップ 18)	もし、 $s = f2$ ならば、ステップ 21 へ進む
(ステップ 19)	$s = s + 1$
(ステップ 20)	ステップ 5 へ戻る
(ステップ 21)	$hai = 0$
(ステップ 22)	もし、 $p(m, 2) = 1$ ならば、 $hai = ha1$
(ステップ 23)	配偶者控除は、 hai 万円である。

表 12: 配偶者特別控除のアルゴリズム

(ステップ 1) $to1 = 0$
 (ステップ 2) $f1 = f(n, 1)$
 (ステップ 3) $f2 = f1 + f(n, 2) - 1$
 (ステップ 4) $s = f1$
 (ステップ 5) $s1 = gou(s)$
 (ステップ 6) $h = 38$
 (ステップ 7) $s1 > 5$ ならば、 $h = 33$
 (ステップ 8) $s1 > 10$ ならば、 $h = 28$
 (ステップ 9) $s1 > 15$ ならば、 $h = 23$
 (ステップ 10) $s1 > 20$ ならば、 $h = 18$
 (ステップ 11) $s1 > 25$ ならば、 $h = 13$
 (ステップ 12) $s1 > 30$ ならば、 $h = 8$
 (ステップ 13) $s1 > 35$ ならば、 $h = 3$
 (ステップ 14) $s1 > 38$ ならば、 $h = 38$
 (ステップ 15) $s1 > 40$ ならば、 $h = 36$
 (ステップ 16) $s1 > 45$ ならば、 $h = 31$
 (ステップ 17) $s1 > 50$ ならば、 $h = 26$
 (ステップ 18) $s1 > 55$ ならば、 $h = 21$
 (ステップ 19) $s1 > 60$ ならば、 $h = 16$
 (ステップ 20) $s1 > 65$ ならば、 $h = 11$
 (ステップ 21) $s1 > 70$ ならば、 $h = 6$
 (ステップ 22) $s1 > 75$ ならば、 $h = 3$
 (ステップ 23) $s1 > 78$ ならば、 $h = 0$
 (ステップ 24) もし、 $p(s, 2) = 2$ ならば、 $to1 = h$
 (ステップ 25) もし、 $s = f2$ ならば、ステップ 28 へ進む
 (ステップ 26) $s = s + 1$
 (ステップ 27) ステップ 5 へ戻る
 (ステップ 28) $to2 = 0$
 (ステップ 29) $h = 0$
 (ステップ 30) もし、 $p(m, 2) = 1$ ならば、 $h = h + 1$
 (ステップ 31) もし、 $gou(m) < 1000$ ならば、 $h = h + 1$
 (ステップ 32) もし、 $h = 2$ ならば、 $to2 = to1$
 (ステップ 33) 配偶者特別控除は、 $to2$ 万円である。

表 13: 老年者控除のアルゴリズム

- | |
|-------------------------------------------|
| (ステップ 1) $rou = 0$ |
| (ステップ 2) $h = 0$ |
| (ステップ 3) $p(m, 3) > 64$ ならば、 $h = h + 1$ |
| (ステップ 4) $gou(m) < 1000$ ならば、 $h = h + 1$ |
| (ステップ 5) $h = 2$ ならば、 $rou = 50$ |
| (ステップ 6) 老年者控除は、 rou 万円である |